

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「規定する市町村」の次に「（以下「特定被災区域」という。）」を加える。

附則第4項を次のように改める。

4 第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、特定被災区域に住所を有していた納税義務者が居住していた区域等が、東日本大震災の被害を受けたことにより、次の各号のいずれかに該当する場合（対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。）は、平成24年度分及び平成25年度分であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの納期に係る国民健康保険税を全額減免する。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定により内閣総理大臣が行う緊急事態応急対策に関する事項の指示による措置の対象となっている場合

(2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が行う指示による措置の対象となっている場合

(3) 特定避難勧奨地点（原子力災害発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いている地点として、原子力災害対策特別措置法第17条第12項に規定する原子力災害対策本部長が設定した住居をいう。）の通知による措置の対象となっている場合

(4) その他これらに類する原子力災害対策特別措置法の規定による措置の対象となっている場合

附則に次の1項を加える。

5 第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、特定被災区域に住所を有していた納税義務者が居住していた区域等が、東日本大震災の被害を受けたことにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める国民健康保険税を減免する。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合（対象区域等が解除され、

- 又は再編されている場合を含む。)並びに特定避難勧奨地点(平成26年度以後に指定が解除された場合を含む。)の場合 平成26年度分であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額
- (2) 旧緊急時避難準備区域及び平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(以下「旧緊急時避難準備区域等」という。)である場合(被保険者の条例第3条に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が6,000,000円を超える世帯(以下「上位所得層」という。)の場合を除く。) 平成26年度分であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額
- (3) 旧緊急時避難準備区域等の場合(上位所得層の場合に限る。) 平成26年度分であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、平成26年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額
- (4) 帰還困難区域、居住制限区域(対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。)及び避難指示解除準備区域の場合並びに特定避難勧奨地点(平成27年度以後に指定が解除された場合を含む。)の場合 平成27年度分であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額
- (5) 旧緊急時避難準備区域等の場合並びに平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点及び旧避難指示解除準備区域である場合(上位所得層の場合を除く。) 平成27年度分であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額
- (6) 平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点及び旧避難指示解除準備区域である場合(上位所得層の場合に限る。) 平成27年度分であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの納期に係る国民健康保険税のうち、平成27年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。